

# 広島藩家老知行地における黄紙公用紙について —和田家文書の免状の事例を通して—

石川良枝

【要旨】広島藩では、藩主浅野家が公用紙を「淡茜色」に染めたのに対し、家老知行地では黄色に染めた公用紙が使用された。しかしながら、その黄色の公用紙の紙種や使われ始めた時期などについて、詳しいことは分かっていない。本稿では、家老上田家の知行地である佐伯郡小方村の免状とその包紙を調査し、黄色の公用紙の形状や紙種、および出現時期などの基礎的情報を整理したい。

- 1 はじめに
  - 1-1 本稿の目的
  - 1-2 黄紙公用紙に関する記述の整理
- 2 黄紙公用紙の料紙の特定
- 3 免状の料紙の変遷と黄紙公用紙の出現時期
  - 3-1 佐伯郡小方村と高宮郡桐原村の免状の料紙
  - 3-2 黄紙公用紙の出現の背景
- 4 家老知行地における黄紙公用紙の使用例
- 5 おわりに

## 1 はじめに

### 1-1 本稿の目的

筆者は、令和3年6月から「和田家文書」(201804)の整理と目録作成を担当し、令和5年10月にその作業を終了した。和田家は藩主浅野家(以下、本藩とする)所轄の割庄屋と家老上田家の知行地の頭庄屋<sup>1</sup>を兼任していたため、同家の文書には二色の公文書料紙(以下、公用紙とする)が含まれる。一つは本藩の「淡茜色」<sup>2</sup>の公用紙(以下、茜色公用紙とする)であり、もう一つは上田家知行地の黄色の公用紙(以下、黄紙公用紙とする)である。

<sup>1</sup> 寛永期にあった大庄屋という名称が、正徳新格廃止後、家老知行地では頭庄屋となったという説がある。村方役所から任命され、本藩における割庄屋のような役割を果たす。

<sup>2</sup> 『芸藩志拾遺 六』によると享保6年(1721)、「官の用紙は淡茜色に着色製出せし」とあり、薄赤色の公用紙が誕生したことが分かる(『広島県史 近世資料編 I』375頁上段)。

筆者は、平成30年から本藩の公用紙について調査・研究を行ってきた。そして、本藩では諸口紙と半紙という二種類の料紙を、①藩庁発給文書（下達文書）は「淡茜色」に染めたこと、②藩士作成文書（上達文書）は無染色のまま使用していたこと、③重要かつ長期保存文書は諸口紙、当座あるいは副次的な文書や包紙には半紙を用いていたことなどを明らかにした<sup>3</sup>。本藩の公用紙については享保年間に様々な規定が明文化され、公文書の授受者の身分格式、色、用途別の料紙の種類が定められている。しかしながら、家老知行地における黄紙公用紙に関しては、料紙の種類、使われ始めた時期や契機、どのような用途に使用されたのかなど、様々な点が明らかになっていない。

そこで、本稿では以下のように黄紙公用紙についての調査を進め、基礎的情報を明らかにすることを目的としたい。まず次項では、黄紙公用紙がこれまでどのように理解されてきたのか整理する。第2節では、料紙調査によって黄紙公用紙の種類を特定する。第3節では、佐伯郡小方村の免状の料紙を対象として、その時代的変遷を追い、黄紙公用紙の出現時期を明らかにする。その際、本藩の明知・給知である高宮郡桐原村の免状の料紙と比較しつつ、黄紙公用紙が登場した契機を検討したい。第4節では「和田家文書」の整理から、現段階で分かっている黄紙公用紙の使用例を検討し、家老知行地において本藩の茜色公用紙との使い分けがどのようであったか考察していきたい。

## 1-2 黄紙公用紙に関する記述の整理

家老知行地の黄紙公用紙に関する先行研究は極わずかである。管見の限りでは、西村晃「広島藩家老東城浅野家給知とその文書」<sup>4</sup>の中で、家老知行地における黄紙公用紙に言及しているのが最初である。同論文では、東城浅野家が「藩の公用紙が茜色に染められているのに対して、山吹色に染められた紙を使用している。」とし、「なお、東城浅野家の村方役所が発給する文書に使われる山吹色に染められた紙は、同じ家老である上田家の村方役所が発給する文書にも使われている。三原浅野家の役所を含めて、家老の村方役所が使用する料紙は研究の余地がある。」と課題を述べている。

<sup>3</sup> 石川良枝「諸口紙に関する一考察」(『広島県立歴史博物館研究紀要』第21号、2019年)、石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」(同紀要第22号、2020年)がある。

<sup>4</sup> 『広島県立文書館紀要』第12号(2013)、22～40頁。

また、頼山陽史跡資料館の令和3年度企画展「ひろしま紙ものがたり」図録<sup>5</sup>では、「着色した公用紙は、家老上田家や東城浅野家などでも使用された。両家では、知行地内で用いる公用紙を黄色に染め、藩の公用紙と区別した。」と紹介している。

いずれも、家老知行地における黄紙公用紙の存在に触れ、それらが村方役所から発給された文書に使用されていることを述べるにとどまり、この公用紙の基礎的情報が十分であるとは言い難い。例えば、筆者が「和田家文書」で確認したところ、文書本体と包紙に、サイズの異なる二種類の黄紙公用紙が使われている。

このように、広島藩では染紙を用いた公文書システムが、本藩・家老知行地の双方において構築されていたことが大きな特徴である。それらが各々どのように機能していたか、またどのように両者が関連していたのかを解明するためにも、次節以降でこの黄紙公用紙について料紙の種類や出現時期などを明らかにしていきたい。

## 2 黄紙公用紙の料紙の特定

「和田家文書」に伝存する黄紙公用紙にどのような種類の料紙が使われているのか明らかにするため、同文書の「免状」<sup>6</sup>とその包紙を対象として、以下のように料紙調査を行った。なお、これらを対象史料とした理由は、①免状は縦紙貼継形態であるため、第2紙等で料紙のフルサイズを測ることが可能であること、②包紙も全紙一枚を使用しているため、免状と同様に一紙の計測が正確にできる、という利点があるためである。

### 【料紙調査方法】

- (1) 料紙の縦・横寸法（mm）、厚さの計測（mm、各辺3か所計測、小数点以下第4位を四捨五入し平均値を算出）。
- (2) 簀目本数（1寸当たり<sup>7</sup>）と、糸目幅（mm）の計測（3か所計測、小数点以下第2位を四捨五入し平均値を算出）。
- (3) 肉眼及び100倍の小型顕微鏡による観察、白色LEDパネルライトを用いた透過光観察による簀目・糸目・刷毛目・板目、繊維の種類や填料の有

<sup>5</sup> 頼山陽史跡資料館展示図録第32冊（2021）、31～36頁。

<sup>6</sup> 年貢米の税率を記したもの。毎年4～5月に各村へ下付された。

<sup>7</sup> この計測の場合、1寸は30mmとする（寸寸を換算する場合は30.3mm）。

無、非繊維物質や繊維束の観察。

【料紙評価の表記】

形状の大判・中判・小判は縦が1尺1寸以上のものを「大判」、9寸～1尺1寸未満のものを「中判」、9寸未満のものを「小判」とする。また、厚さは0.10～0.12mm程度を「中口」として基準とし、0.12mm以上を「厚口」、0.10mmに満たないものを「薄口」と表記する。填料である米粉の量<sup>8</sup>は、「多」、「普通」、「少」等で表現した。

上記の調査結果を表1にまとめた。以下、この表に従って免状と包紙の料紙の違いを述べていきたい。

表1 小方村の免状と包紙の料紙調査表

No.	和暦 (西暦)	史料 名	繊維 判定	色	サン グレン ブ所り	縦 (mm)	横 (mm)	厚 平均 (mm)	黄 目 本 数	糸 目 幅 (mm)	黄 目 目 立	糸 目 目 立	非 織 維 物 質	樹 皮 片	織 維 束	ム ラ	填 料 ・ 量	硬 さ	備 考 1
1	宝暦7 (1757)	免状	楮	黄色	第2紙	270	419	0.11	18	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-10
2	天明8 (1788)	免状	楮	黄色	第2紙	285	417	0.10	15	39.5	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-31
3	寛政6 (1794)	免状	楮	黄色	第2紙	280	420	0.107	18	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-3
4	文化14 (1817)	免状	楮	黄色	第2紙	285	418	0.098	18	46.5	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	普通	和田家文書 No.257-28
5	文政13 (1830)	免状	楮	黄色	第2紙	290	423	0.10	18	44.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	普通	和田家文書 No.257-2
6	宝暦7 (1757)	包紙	楮	黄色	全紙	245	340	0.07	24	44.8	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-10
7	天明8 (1788)	包紙	楮	黄色	全紙	237	338	0.082	21	45.0	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	柔	和田家文書 No.257-31
8	寛政6 (1794)	包紙	楮	黄色	全紙	240	337	0.074	24	47.3	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 普通	柔	和田家文書 No.257-3
9	文化14 (1817)	包紙	楮	黄色	全紙	243	345	0.091	24	46.2	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-28
10	文政13 (1830)	包紙	楮	黄色	全紙	240	342	0.08	24	45.1	透過	透過	小	小	小	小	米粉・ 少	柔	和田家文書 No.257-2

まず、両者の縦横の寸法の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）、および厚さの平均値は下に示した通りである。

- 〔免状〕 縦 282.0mm（最大290、最小270）  
 横 419.4mm（最大423、最小417）  
 厚さ 0.103mm（最大0.110、最小0.098）  
 〔包紙〕 縦 241.0mm（最大245、最小237）

<sup>8</sup> 相対的ではあるが、杉原紙のように繊維周辺に多量に確認できるものを「多」とし、容易に確認できるが杉原紙ほどではない量を「普通」、それ以下のものを「少」「極少」「無」の3通りで表現することとした。

横 340.4mm（最大345、最小338）

厚さ 0.794mm（最大0.091、最小0.07）

まず、上記の寸法を文化8年（1811）の「御紙蔵諸紙定寸之覚」<sup>9</sup>（以下、「文化8年定寸表」とする）に照らし合わせると、包紙は半紙（約250mm×350mm）に近似した。免状は、諸口紙（約290mm×465mm）の縦の寸法とほぼ一致するものの、横の長さが40mmほど狭かった。『広島県史』には、家老上田知行地での紙専売制が藩と競合することのないように、「漉紙の寸法も、藩の紙蔵へ上納する紙の大きさよりも縦三步、横五歩狭くすると規制している」<sup>10</sup>と述べられている。仮に、横の寸法を本藩の諸口紙の95パーセントとすると約440mmとなるが、それでもなお免状の横の長さの最大値は423mmであるため約20mm狭い。厚さは免状・包紙とも、筆者が調査した本藩の諸口紙・半紙の平均値と近似した。以上から形状に関しては、免状の料紙が「中判・中口」、包紙の料紙は「小判・薄口」と評価できる。

次に、形状以外の項目を見ていきたい。

- ① 免状・包紙はともに簀目と糸目が透過光で明瞭に観察される。
- ② 簀目の1寸当たりの本数は、免状が15～18本で簀管を用いたと推測される。包紙は21～24本で竹簀を使用していると思われる。
- ③ 糸目幅の平均値は免状・包紙ともに45mm前後で、本藩の諸口紙・半紙の平均値と近似する。
- ④ 免状・包紙ともに填料として米粉が添加されていた。その量は普通～少であり、諸口紙と半紙の填料の種類・量に合致する。
- ⑤ 免状・包紙ともに、板干しの際に刷毛で空気を抜く「刷毛目」跡が裏面に観察される。
- ⑥ 料紙色は黄色であり、色の濃さには幅があった。染料は黄檗（きはだ）を用いたと思われる。

これらの結果を総合的に勘案すると、免状の横の長さが狭いという問題があるものの、料紙の種類は免状が諸口紙、包紙は半紙という比定が妥当と思われる。以下、暫定的に免状の料紙を「黄諸口紙」、包紙の料紙を「黄半紙」と呼ぶこととし区別したい。

<sup>9</sup> 『広島県史 近世資料編Ⅳ』100～104頁。

<sup>10</sup> 『広島県史 近世1』335頁、出典は『芸藩志拾遺 六』とする。

### 3 免状の料紙の変遷と黄紙公用紙の出現

この節では免状の料紙の推移を見ながら、黄紙公用紙が使われ始めた時期を探っていききたい。免状は、本藩の郡役所や家老知行地の村方役所から、江戸時代中後期の長期にわたって発給され続けた文書であり、料紙の時代的変遷が観察しやすいという長所を備えている。

#### 3-1 佐伯郡小方村と高宮郡桐原村の免状の料紙

「和田家文書」に伝存する佐伯郡小方村の免状は、元禄7年(1694)から慶応元年(1865)まで確認された。また小方村ほど長期間ではないものの、元禄5年(1692)から明和3年(1766)にかけて、江戸時代前期の免状がまとめて伝存するのが、本藩の明知・小給知がある高宮郡桐原村の「荒川家文書」である。この二つの村の免状<sup>11</sup>に使用される料紙の変遷を表2として作成した<sup>12</sup>。以下、この表を参照しつつ述べていきたい。

まず、元禄7年から享保2年(1717)までの小方村の免状には、縦が約320mm、横が約480mmを測る大判の料紙が使用されていた。「文化8年定寸表」に照らし合わせると、「中長」紙(縦318mm×横485mm)に近似する。「中長」という料紙については、天明2

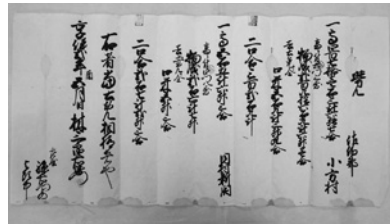


写真1 中長紙を貼継いだ免状  
(小方村・享保2)

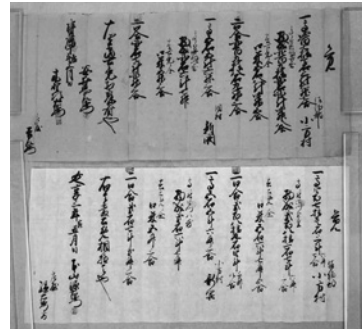


写真2  
上：黄諸口紙を貼継いだ免状  
(小方村・宝暦10)  
下：白諸口紙の免状 (小方村・延享3)

<sup>11</sup> 「和田家文書」はNo.257-9、10、12、13、16、33、No.315-1～24、No.317-1、3、4、6～10、13、14、No.318-1～6、8、9、11～14、「荒川家文書」(広島県立文書館所蔵198902)はNo.158～218の免状を指す。

<sup>12</sup> 免状の横の長さが十分に計測できない史料が約半数あったため、参考として縦の長さのみを表記した。

年（1782）に触書<sup>13</sup>がある。これによると、宝暦7年（1757）から仙固紙（泉貨紙）としていた「通用指紙」を、紙の評判が悪いので再び中長紙に戻すよう指示がなされた。「指紙（差紙）」は一般的には役所からの召喚状であるが、広島藩の場合は切米取りの藩士への給米高を記した切手（証券）を指していた。免状も重要な証書の一つと考えると、「中長」紙という判断は妥当であろう。

続く享保3年（1718）から宝暦3年（1753）までは、比較的連続して「白諸口」という無染色の諸口紙が使用されているのが確認された。そして、小方村の免状に黄諸口紙の使用が初めて確認されるのが、宝暦7年である。ただし、前年の宝暦6年（1756）には黄半紙が包紙の料紙として用いられており、家老の知行地で黄紙公用紙が使用された年は、実質的には宝暦6年とすべきかもしれない。その後は幕末の慶応元年まで変わることなく、免状には黄諸口紙、包紙には黄半紙が使用されている。

一方の桐原村は、元禄5年（1692）から享保10年（1725）まで、断続的ではあるが上記の中長紙が使用されているのが確認された。その後、享保12年（1727）から元文2年（1737）までは白諸口紙が使われたが、翌年の元文3年（1738）から再び中長紙へと戻っている。そして宝暦5年（1755）を境に、免状の料紙は淡茜色の諸口紙（色諸口紙）へと切り替えられていった。

興味深いのは、宝暦9年（1759）だけ白諸口紙に戻っている点である。これは前年の宝暦8年4月3日に起こった、「宝暦の大火」<sup>14</sup>の影響と考えられる。この火事によって、広島城下の東部の大半が罹災し、藩の紙蔵も焼失したため、おそらく本藩の免状をはじめとする公用紙は淡茜色に染めることができなかったと推測される。また、宝暦8年の免状は確認されないことから、免状自体発給されなかった可能性もある<sup>15</sup>。一方で、小方村の免状にはそのような現象は見られなかった。

したがって、この宝暦9年の白諸口紙の事例からは、① 本藩の公用紙は城下の紙蔵において一括して染色されていたと思われること、② 黄紙公用紙は城下以外の、例えば家老の知行地に設置されていた紙蔵で染められてい

<sup>13</sup> 『広島県史 近世資料編Ⅲ』930頁、「指紙に中長紙使用の広島町触」。

<sup>14</sup> 『新修広島市史 第二巻 政治編』352頁には、本藩から幕府への被災状況の報告の中に「紙蔵 二か所」が確認できる。

<sup>15</sup> 広島県立文書館所蔵の「吉原家文書」（201703）においても、宝暦5年から免状が「淡茜色」になり、同8年・9年が欠如している点が共通する。



た可能性が高いことの二点が推量されるのである。

### 3-2 黄紙公用紙の出現の背景

前項では、小方村と桐原村それぞれの免状に使用された料紙の変遷の概要を述べた。両村とも元禄前期から享保前期にかけて、免状に大判の中長紙が用いられ、その後〔中長紙→白諸口紙〕と変化する。また、桐原村の場合はいったん中長紙へ戻るものの、両村は宝暦年間のほぼ同時期に、淡茜色あるいは黄色に着色した諸口紙へと移行している。本項では、それらの変化をもたらした藩政の動きを見ていきたい。

最初の変化が起こったのは、家老知行地の小方村において、免状が中長紙から白諸口紙へと切り替わった享保3年である。前年の享保2年に藩の政務統括所としての「御用達所」が城内に設けられ、政庁の機構や職制が精力的に整備されていった。それに伴い、享保3年正月には、家中における最初の公文書料紙の規定である「諸役所の料紙使用につき定」<sup>16</sup>が出され、藩役人の通常の行政文書は諸口紙と半紙の二種類とされた。この規定によって、まず先に家老知行地において、免状の料紙は大判の中長紙から、中判の白諸口紙へと簡易化されたと思われる。ただし、この時なぜ本藩は同じように免状の料紙を中長紙から白諸口紙へと移行させなかったのか疑問が残る。

続く享保12年（1727）、桐原村の免状が中長紙から白諸口紙へと変化した理由は、前年の11月から12月にかけて、家中・江戸方・寺社方・郡方・町方に至るまで広範囲に出された儉約令によるものであろう。同じく12月には、町中へ「諸用紙の使用に関する達」<sup>17</sup>も出され、政庁や役所だけではなく民間に対しても、常用紙である諸口紙・半紙を「勘定物」や「諸切手」などに使用するよう規定している。これらの儉約令を受けて、本藩も〔中長紙→白諸口紙〕という免状の料紙の格下げに踏み切ったと考えられる。

しかしながら、いったん格下げされた料紙が再び中長紙へと戻されるほど、享保20年（1735）に全藩士に対して永代禄を申渡した、藩主吉長のこの施策に対する意気込みは強かったようである。享保21年（1736）と元文2年（1737）の両年には、永代禄を実施するための「地概し」をめぐる混乱があったものの、翌3年から宝暦4年までは、藩士の家禄が永代禄とされており、これは

<sup>16</sup> 『広島県史 近世資料編Ⅲ』395～396頁。

<sup>17</sup> 『広島県史 近世資料編Ⅲ』527頁。



桐原村の免状が中長紙であった期間と重なる。吉長が永代禄の実施を決めたのは、家禄を保証することで、享保の飢饉や儉約で衰えた藩士の士気を高揚する意図があったようだ。そのため、藩主および武士階級の権威を高める効果を狙って、大判で厚口<sup>18</sup>の中長紙を再び採用したと思われる。

最後の変化は前述の通り、宝暦5～7年に小方村・桐原村双方とも免状が着色した諸口紙へと切り替えられたことである。繰り返しとなるが、宝暦5年に桐原村の免状が中長紙から色諸口紙へと変わり、宝暦7年には小方村の免状が白諸口紙から黄諸口紙へと変化した。このことから、次の二点が推量される。

- ① 宝暦4年に永代禄が廃止され、一時的に全知行地が代官支配となったため、本藩・家老知行地ともに免状が「諸口紙に統一」されたこと。
- ② 同じ諸口紙の免状を識別するため、色分けする工夫が講じられた（あるいは必要に迫られた）可能性があること。

上記の変化の背景として、宝暦2年（1752）に襲封した藩主宗恒による「宝暦改革」の影響が挙げられるだろう。宗恒は吉長が実施した永代禄を廃止し、固定化した家禄を俸禄へと移行させ、給知高の削減をはじめとする徹底した緊縮政策を実施した。併せて藩政機構の再編・縮小を行い、藩財政の健全化を目指して勘定所の機能が特に強化されたのである。免状以外で、宝暦年間に色諸口紙が使われ始めた例として、「配知目録」の包紙がある。「配知目録」とは、100石以上の知行取りの藩士の代替わりに際して、勘定奉行が連署で発給する家禄証書であり、中長紙よりひと回り大型の大長紙が使われている。管見では宝暦12年（1761）以降、その「配知目録」の包紙には特に色諸口紙が使われるようになった。

以上、免状の料紙の推移から藩政の変化を概観してきた。その中でもとりわけ、本藩・家老知行地の双方で、貢租関係文書である免状に対し、染紙を一斉に使用し始めた宝暦5～7年は藩財政上の重要な画期の一つと推測される。桐原村の免状が淡茜色になった直接の契機は、やはり藩主宗恒が宝暦4年に行った「永代禄の廃止」と、それに続く「全知行地の代官支配」であろう。そして、本藩の免状の「淡茜色」化は、年貢をはじめとする歳入を強化し、財政に関わる諸機関を集中的に掌握していった勘定所の権限の強さを視覚的に表したものと言えるのではないだろうか。一方、家老上田家の知行地

<sup>18</sup> 小方村の免状に使用されている「中長」紙は、厚さが平均0.231mmと厚かった。

においては、本藩が免状に色諸口紙を使いはじめたことが、黄諸口紙と黄半紙が生まれる契機となったと思われる。ただし、黄紙公用紙の誕生の背景には、本藩の公用紙との差別化を図るという理由以外にも、本藩と同様、年貢収納の強化という経済的理由がそこにあったと見るべきであろう。

#### 4 家老知行地における黄紙公用紙の使用例

本節では「和田家文書」から、免状以外で黄紙公用紙が使用される文書の事例を整理していきたい。「和田家文書」には先述した通り、本藩の茜色公用紙と家老上田家の黄紙公用紙が混在している。それらの染紙文書がどのような案件に用いられ、処理され、そして保管されていくのか、丹念に調査し事例を蓄積していくことが家老知行地の支配構造を明らかにする上で欠かせない。なぜなら淡茜色と黄色は、それぞれ本藩と家老知行地の命令・支配系統を「可視化」しているからである。

広島藩の家老知行地、特に上田家知行地の支配構造については、隼田嘉彦氏の研究<sup>19</sup>がある。『広島県史』に上田家知行所の支配系統<sup>20</sup>があるので、それを参照しつつ「和田家文書」の黄紙公用紙の使用例を見ていきたい。

同氏によると、家老知行地の支配は、本藩の蔵入地・明知方が〔郡奉行－郡役所－割庄屋－庄屋〕である如く、〔知行所奉行－村方役所－頭庄屋－庄屋〕の系統によって行われるとする。言うまでもなく、前者の系統では茜色公用紙が、後者の系統では黄紙公用紙がそれぞれ使われている。同氏はさらに、「家老知行地といえども、郡役所の支配下にもおかれていることは事実であるから、この両者による支配内容の差異をまず明確にしなければならない。」として、家老知行地と郡役所の支配内容を以下のように分類している。

〔家老知行地〕

- ① 免状の下付、年貢搾取にかかわることすべて
- ② 訴訟の吟味、公事出入の諸費用負担、入牢中の科人の諸賄
- ③ 村役人の任免（頭庄屋、庄屋、与頭、年行司、新開見廻役、山守、塩浜見廻役、紙方・炭蔵・米蔵諸役人）
- ④ その他（奉行・代官交代の通達、新開の築調、損所修繕、山林伐採の免許、

<sup>19</sup> 隼田嘉彦「家老知行地の支配構造—知行制の構造と展開（Ⅲ）—」（『福井大学教育学部紀要Ⅲ 社会科学』23号、1973）

<sup>20</sup> 『広島県史 近世1』172頁の図62のことである。

種米銀・夫食米銀貸付、畝米・貯米命令、鰥寡孤独・窮民への救米、虫送りや雨乞祈祷、諸興行の免許、百姓褒賞、鉄砲取調べなど)

〔郡役所〕

- ① 宿駅・天下送りなどの交通関係（幕府・諸藩の諸役人の通行や駅所仕構いなどに関する触、人馬の徴発、往還筋の修繕）
- ② 社倉（社倉貯米銀、社倉麦などの算用）
- ③ その他（上ヶ米、押米、新家建、手絞り油粕、酒造株、煎海鼠などの俵物、鷹方御用、異国船問題、攘夷問題）

上記に対し、「和田家文書」から一部ではあるが、黄紙公用紙と茜色公用紙の事例を料紙の形態別に整理してみた。

〔村方役所〕（家老知行地：黄紙公用紙）

- ① 豎紙：免状、見取米差紙<sup>21</sup>、年賦銀請取、物成・見取米・返納米積賃受取証、寸志銀差出に付請取証
- ② 半切紙：通達類（御年貢払方早勘定に付褒賞、庄屋任命、頭庄屋呼出、洪水難洪・兵火烧亡手当支給、大畠沖新開築調、烏帽子新開築造許可、牢屋取繕入用費、双照院御祈祷配札、上田辰之進様御逝去に付順達、紙漉人別貸付金、御紙方役人任命、三株楮代・塩浜寸志代請取証、御知行所村々農兵約メ取計い、円通寺御台場一件、宮内峠両村山論一件など）
- ③ 帳面類：頭庄屋諸控、御知行所諸控、上田主水様跡目相続に付諸触書写、御廻在諸控、大畠沖新開起業日記、御紙方より諸通達控帳、御紙方御用控、御台場諸算用目録（黒川御台場方）、両御台場寸志銀村々取引帳、御台場御加勢夫帳など

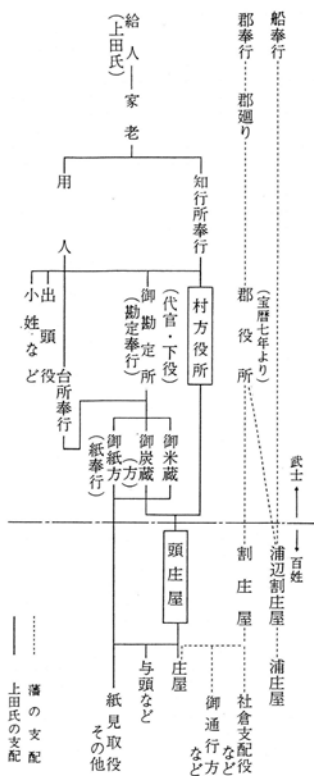


図1 『広島県史』による家老上田家知行地の支配系統

<sup>21</sup> 新開地の年貢税率を記したもの。

〔郡役所〕（本藩：茜色公用紙）

- ① 豎紙：地御前村高畑山狼煙備えに付御内密御用書付、出水に付損所御注進書、御境川筋洪水に付御注進書付
- ② 半切紙：通達類（割庄屋呼出、社倉支配役任命、洪水損往還筋土橋取替一件、焼亡家小間銀支給、甲島積石・石工召捕り一件、国境一件に付家老示談、拾歩一銀取立方（山林方）、戦争之節地理案内之者任命、玖波駅関係、奇兵隊拳動・三条公実説探索命令、洞雲寺所々普請免許、奉幣使通行、御救米粥配布、下関英船来泊一件探索方申付、長州異変之義に付注進申付、御台場御見分、農兵取約一件、兵糧米積廻命令、玖波村御本陣関係、烏帽子新開築造許可、阿多田島鳥貝製業許可、殿様逝去に付鳴物停止触、玖波村角力（相撲）興行許可、公儀軍目付方々宿割、両駅伝馬準備、細川様御通行世話）
- ③ 帳面類：甲島石積取差縄一件、佐伯郡木野小方両村御境一件、大竹木野村御境旧記写、佐伯郡廿日市農兵仁助義同市与頭孫三郎を途中ニおゐて引倒候一件吟味帳、御用掛り村役人等出勤帳、奥筋村々窮民人名書抜帳、臨時賄帳

以上の通り、「和田家文書」における村方役所と郡役所の職掌の事例は、概ね隼田氏の分類と合致する。ただし、例えば幕末期の農兵のとりまとめ（取約メ）については双方の役所から通達が来ているなど、支配区分が不明瞭な案件もある。今後も黄紙公用紙と茜色公用紙に着目して、本藩と家老知行地の公文書を分類し、その支配の実態を明らかにしたいと考えている。

## 5 おわりに

広島藩の公文書システムは、下達文書に染紙を用いるユニークなものだが、これまで十分な研究はなされてこなかった。その理由の一つとして、「料紙は文書の付帯情報に過ぎない」という従来の歴史研究の関心の低さがある。しかしながら、そもそも文書を作成する際、発給者の職制・身分格式に応じて紙種や文書の形態（豎紙・折紙・半切紙・付紙・冊子など）がまず選択されるのである。そして、それが文書の性格を決定づける重要な要素であることが、歴史研究全体においていまだ十分に共有されていない。

本稿は、家老知行地における黄紙公用紙の基礎情報を整理するとどまったが、広島藩の染紙の公文書システムに少しでも関心を寄せていただくきつ

かけとなれば幸いである。

〔参考文献〕

- ・『新修広島市史 第二巻 政治編』（広島市役所、1958）
  - ・『広島県史 近世1』（広島県、1981）
  - ・『広島県史 近世資料編Ⅲ』（広島県、1973）
  - ・『広島県史 近世資料編Ⅳ』（広島県、1975）
  - ・『廿日市町史 通史編（上）』（廿日市町、1954）
  - ・『大竹市史』（大竹市役所、1970）
  - ・土井作治『広島藩』（吉川弘文館、2015）
  - ・令和3年度企画展「ひろしま紙ものがたり」図録（頼山陽史跡資料館展示図録第32冊、2021）
  - ・西村晃「広島藩家老東城浅野家給知とその文書」（『広島県立文書館紀要』第12号、2013）
  - ・隼田嘉彦「家老知行地の支配構造—知行制の構造と展開（Ⅲ）—」（『福井大学教育学部紀要Ⅲ 社会科学』23号、1973）
- （いしかわ よしえ 文書等整理従事員）

表2 免状の料紙の変遷

和暦(西暦)	小方村免状			桐原村免状			備 考
	紙種	色	縦(mm)	紙種	色	縦(mm)	
元禄5(1692)				中長紙	白黄	318	全知行地代官支配①(延宝3～元禄12)
元禄6(1693)				中長紙	白黄	316	
元禄7(1694)	中長紙	白黄	322				
元禄8(1695)				中長紙	白黄	300	
元禄9(1696)	中長紙	白黄	312				
元禄10(1697)				中長紙	白黄	330	
元禄12(1699)				中長紙	白黄	300	
元禄13(1700)	中長紙	白黄	321				
元禄14(1671)	中長紙	白黄	317				
元禄15(1672)				中長紙	白黄	328	
元禄16(1673)				中長紙	白黄	302	
元禄17(1674)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	314	
宝永2(1705)	中長紙	白黄	323				
宝永4(1707)				中長紙	白黄	330	
宝永5(1708)				中長紙	白黄	325	3月吉長藩主就任
宝永6(1709)	中長紙	白黄	319				御用屋敷新設
宝永7(1710)							吉長知行宛行(2.15)
正徳元(1711)	中長紙	白黄	321				
正徳2(1712)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	325	郡政改革「正徳新格」
正徳3(1713)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	324	
正徳4(1714)	中長紙	白黄	323	中長紙	白黄	324	
正徳5(1715)	中長紙	白黄	322	中長紙	白黄	322	
正徳6(1716) 享保元	中長紙	白黄	320	中長紙	白黄	321	7月職制改革、加判役(家老→年寄)、定免制
享保2(1717)	中長紙	白黄	316				御用達所新設
享保3(1718)	白諸口	白黄	290				郡政改革・定免制度撤回を求める一揆、定免制廃止、7月割庄屋復活
享保4(1719)	白諸口	白黄	291	中長紙	白黄	323	
享保5(1720)	白諸口	白黄	288	中長紙	白黄	320	三次藩領還付
享保6(1721)	白諸口	白黄	291	中長紙	白黄	302	
享保7(1722)	白諸口	白黄	291				
享保8(1723)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	320	
享保9(1724)	白諸口	白黄	291				
享保10(1725)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	323	
享保11(1726)	白諸口	白黄	286				広範囲な儉約令
享保12(1727)	白諸口	白黄	291	白諸口	白黄	291	
享保13(1728)	白諸口	白黄	290	白諸口	白黄	287	家中知行割(給知入替1.21)
享保14(1729)	白諸口	白黄	290	白諸口	白黄	288	

広島藩家老知行地における黄紙公用紙について（石川）

和暦（西暦）	小方村免状			桐原村免状			備 考
	紙種	色	縦(mm)	紙種	色	縦(mm)	
享保 15 (1730)	白諸口	白黄	288	白諸口	白黄	290	銀札発行許可
享保 16 (1731)	白諸口	白黄	291	白諸口	白黄	291	
享保 17 (1732)	白諸口	白黄	286	白諸口	白黄	293	享保飢饉、全知行地代官支配②（享保 17～19）
享保 18 (1733)	白諸口	白黄	289	白諸口	白黄	287	
享保 19 (1734)				白諸口	白黄	292	
享保 20 (1735)	白諸口	白黄	294	白諸口	白黄	285	全藩士に対して永代禄申渡し
享保 21 (1736)	白諸口	白黄	292	白諸口	白黄	293	明知・給知村に絵地概実施
元文 2 (1737)	白諸口	白黄	292	白諸口	白黄	283	
元文 3 (1738)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	323	明知・給知村の地概撤回→古帳へ
元文 4 (1739)	白諸口	白黄	291				
元文 5 (1740)	白諸口	白黄	294	中長紙	白黄	317	
寛保元 (1741)	白諸口	白黄	292	中長紙	白黄	323	
寛保 2 (1742)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	323	
寛保 3 (1743)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	319	
延享元 (1744)	白諸口	白黄	290	中長紙	白黄	322	
延享 2 (1745)	白諸口	白黄	289	中長紙	白黄	321	
延享 3 (1746)	白諸口	白黄	292	中長紙	白黄	324	
延享 5 (1748)				中長紙	白黄	320	
寛延 2 (1749)				中長紙	白黄	323	
寛延 3 (1750)				中長紙	白黄	322	
寛延 4 (1751)				中長紙	白黄	322	
宝暦 2 (1752)							宗恒藩主就任、宝暦改革
宝暦 3 (1753)	白諸口	白黄	287	中長紙	白黄	320	
宝暦 4 (1754)				中長紙	白黄	323	永代禄廃止、全知行地代官支配③（宝暦 4～6）
宝暦 5 (1755)				色諸口	淡茜色	281	藩主親政から年寄職らの合議制へ
宝暦 6 (1756)	白諸口	白黄	293	色諸口	淡茜色	290	
宝暦 7 (1757)	黄諸口	黄色	270	色諸口	淡茜色	289	宗恒知行宛行（6.21）
宝暦 8 (1758)	黄諸口	黄色	273				宝暦の大火（4.3）
宝暦 9 (1759)	黄諸口	黄色	270	白諸口	白黄	289	
宝暦 10 (1760)	黄諸口	黄色	284	色諸口	淡茜色	287	
宝暦 11 (1761)	黄諸口	黄色	282				
宝暦 12 (1762)				色諸口	淡茜色	290	「配目録」の包紙が淡茜色に
宝暦 14 (1764)	黄諸口	黄色	278	色諸口	淡茜色	287	
明和 2 (1765)	黄諸口	黄色	269	色諸口	淡茜色	287	
明和 3 (1766)	黄諸口	黄色	278	色諸口	淡茜色	289	重晟知行宛行（1.28）



